

令和7年度芥川堤防ほか除草等業務委託 特記仕様書

第1章 目的・適用

1. 高槻市都市創造部公園課（以下「公園課」という。）が発注する『令和7年度芥川堤防ほか除草等業務委託』に係る契約書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行し、水と潤いのある生活環境を維持することを目的とする。
2. 本特記仕様書は、本業務委託に係る特記事項を定めたものである。

第2章 業務委託の範囲

別紙参照

第3章 実施回数

年一回とする。

第4章 履行時期

1. 除草と刈込は上記業務委託内容を確認し、全ての区域について7月～10月下旬までに履行すること。
2. 監督職員（以下「職員」という。）より履行箇所、履行内容等の指示事項を確認のうえ、履行すること。
3. 必要に応じて職員と立ち合いを実施し、履行箇所、履行期間、履行内容等について確認すること。

第5章 施工

1. 刈込

- (1) 寄せ植えのものは、全体のバランスに注意すること。刈込は地表面からの樹高を、基本0.8m程度で仕上げる。側面についても不整合にならないように切り揃えること。また、その他樹種の刈込高さについては、場所等によって樹高が異なるため、職員の指示によるものとする。
- (2) 単木的に植えられているものについては、密生している枝を透かし、下枝等の枯枝を取り除いてから刈り込むこと。
- (3) 作業を開始した場合は、中断せずに速やかに作業を進めること。
- (4) 刈込後の枝葉は速やかに搬出すること。処分費は契約金額に含まれている。エネルギーセンターに搬入する場合、搬入寸法等については、エネルギーセンターの仕様に従うこと。
- (5) 作業の回数については、一回とする。

2. 機械除草

- (1) 委託契約区域内に繁茂する雑草を除去すること。（機械除草）
- (2) 機械除草時に除草範囲にあるゴミ（空き缶等）の除去や、転石等の作業に支障となる物の除去も含むこと。可燃ごみについては、草等と一緒に処分すること。
- (3) 除草は少なくとも地際2cm付近で刈り取ること。
- (4) 機械除草の際は、草刈り機の刃で樹木等を損傷しないように注意すること。
- (5) 刈残しが無い様に施工を行うこと。
- (6) 除草後の草は速やかに搬出すること。処分費は契約金額に含まれている。

3. 安全管理

- (1) 作業中は、作業範囲をバリケード等で囲うなど、公園等利用者や第三者が立ち入らないようにすること。また、飛び石の防止対策を徹底すること。
- (2) 作業中は、道路使用許可証を常時携帯し、道路使用許可証に記載された、交通誘導警備員の配置及び安全施設の設置条件等を遵守し、利用者、歩行者、交通、民家等の安全を十分考慮すること。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受託者の負担において速やかに賠償するとともに、職員に報告すること。また、ほぼ全ての区域において市民による植栽が行われているため、除草時には十分に配慮すること。
- (3) 労働安全衛生法令上、資格等を必要とする業務については、安全衛生法による、安全衛生教育修了証、特別教育修了証等、資格証等の写しを、職員に提出すること。（例、刈払機取り扱い作業者、伐木（チェーンソー）安衛則第36条8等。）

4. その他共通事項

- (1) 作業を開始した場合は、中断せず速やかに業務を終了させるよう努めること。
- (2) 作業後の枝葉や草等については、その場に放置せず、速やかに搬出すること。また、可能な限り周辺内のごみについても回収すること。
- (3) 作業時に近隣住民から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって対応するとともに、職員に報告し、その指示に従うこと。また、後日、苦情内容等を記載した報告書を提出すること。

第6章 報告書類等

1. 写真

- (1) A4版写真用紙で統一すること。
- (2) 作業前、作業中、作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理すること。また、必要に応じて複数方向からの撮影もすること。
- (3) 運搬、搬入状況、作業後の枝葉等の撮影もすること。
- (4) 委託看板、安全施設等も撮影すること。
- (5) 黒板には公園名等、内容等必要事項を記載すること。

2. 出来形

- (1) 基本A4版用紙で統一すること。やむをえない場合は一部A3版も可とする。
- (2) 除草、刈込は実刈範囲の丈量図及び面積集計表等を作成すること。(刈込は刈込後の面積とする。)

3. その他

- (1) 処分場での計量伝票を、公園等ごとに整理し、提出すること。
- (2) 請求書、履行内訳書、引渡書、履行報告書及び上記書類をまとめて提出すること。

第7章 その他

1. 住民等から苦情・要望があった場合や、内容の調整の必要があると認められるときは、職員に速やかに連絡し、指示を受けること。
2. 作業時に知り得た情報等（倒木のおそれがある樹木、その他公園等施設に不具合がある場合等）については、速やかに職員に報告すること。
3. 業務委託にあたり、件名のわかる業務委託工事看板等の設置を行うこと。
4. 作業時は、市民等に誤解等を与えないよう、行動に留意すること。
5. この特記仕様書に定めのない場合は、速やかに職員に連絡し、協議を行うこと。